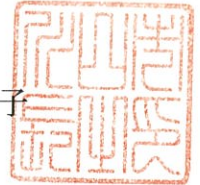


川 広 発 第 4 号
令和8年8月25日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様
同 金 井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 飯 塚 孝 行 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和8年5月28日執行の市長室定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（広報課）

広報課の雑入の収納事務において、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底された

い。

講じた措置の内容

雑入の収納事務については、令和8年8月1日に川口市会計事務規則が改正され、広報課に出納補助員を設置しました。また、領収書の交付については、令和8年5月29日から一律に交付しました。

